

北海道における縄文世界遺産の拠点機能のあり方



令和5年3月

北海道

第1章 「拠点機能のあり方」の趣旨と位置づけ

1 「拠点機能のあり方」の趣旨 -----	1
2 「拠点機能のあり方」の位置づけ -----	1
3 ことばの定義と拠点機能の範囲 -----	2

第2章 世界遺産としての価値と道内の構成資産

1 縄文文化の概要 -----	3
2 構成資産の範囲 -----	4
3 世界遺産としての価値 -----	5
4 道内の構成資産・関連資産 -----	7

第3章 世界遺産条約と拠点機能

1 ユネスコの理念 -----	10
2 世界遺産条約締約国の責務と拠点機能 -----	10

第4章 北海道に必要な拠点機能

1 保全機能 -----	12
2 教育機能 -----	14
3 普及機能 -----	16
4 情報発信機能 -----	18
5 誘客機能 -----	20
6 交流機能 -----	22
7 研究機能 -----	24

第5章 機能実現のための組織や運営の手法

1 組織体制について -----	26
2 運営体制について -----	26
3 効果的な手法 -----	26

第6章 まとめ

1 北海道における拠点機能のあり方 -----	28
2 今後の進め方 -----	28
3 目指すべき将来像 ～未来へつづく、一万年ストーリー。-----	29

資料編

第1章 「拠点機能のあり方」の趣旨と位置づけ

1 「拠点機能のあり方」の趣旨

令和3年（2021年）7月27日、「北海道・北東北の縄文遺跡群」（以下「縄文遺跡群」という。）のユネスコ世界文化遺産への登録が決定しました。これを受けて、北海道、青森県、岩手県、秋田県の4道県及び関係市町で構成される「縄文遺跡群世界遺産本部」では、縄文遺跡群の包括的な保存や管理、調査研究や情報発信などを担う拠点機能の整備について検討しています。

一方、北海道では、登録前の同年3月、登録後の活用による地域の賑わいの創出に向けて、道や関係市町といった行政機関だけでなく、地域住民や民間事業者等と一体となって取組を進めていくための方向性を示すビジョンとして、『北海道における縄文世界遺産の活用のあり方』（以下「活用のあり方」という。）を策定しました。この「活用のあり方」を踏まえつつ、縄文遺跡群の保存と活用を図るために必要な受入体制の充実や情報発信などに取り組むための、本道における拠点機能の必要性やそのあり方について、他県の先行事例なども参考にしながら検討を始めました。

『北海道における縄文世界遺産の拠点機能のあり方』（以下「拠点機能のあり方」という。）は、教育や科学、文化の振興を通じて戦争の悲劇を二度と繰り返さないというユネスコの理念のもとで、北海道に必要な拠点機能を検討するため、有識者で構成された懇談会での5回にわたる議論の中で示された専門的見地からの意見を取りまとめ、それをもとに道の考え方として策定したものです。

2 「拠点機能のあり方」の位置づけ

「拠点機能のあり方」は、縄文遺跡群の構成資産全体の保存・管理及び整備に関する方針を示す『北海道・北東北の縄文遺跡群包括的保存管理計画』（令和元年（2019年）12月20日策定、令和4年（2022年）5月31日一部改訂）と、施策の方向性や具体的な取組内容等を示した『北海道・北東北の縄文遺跡群保存活用推進行動計画』（令和元年（2019年）12月20日策定）を踏まえた事業の推進に向け、道内に所在する構成資産の一体的な保存と活用を進めるための方向性を示すものであり、上記管理計画及び行動計画との整合性を図るとともに、道内構成資産を所管する市町が策定した保存管理計画、保存活用計画とも整合性を図ります（図1）。

また、「拠点機能のあり方」は、道としての今後の保存と活用に向けた取組の方向性を示すものでもあることから、『北海道総合計画』や『北海道創生総合戦略』のほか、『北海道文化財保存活用大綱』、『北海道環境基本計画』及び『北海道観光のくにつくり行動計画』など、北海道の各種計画との整合性を図ります。

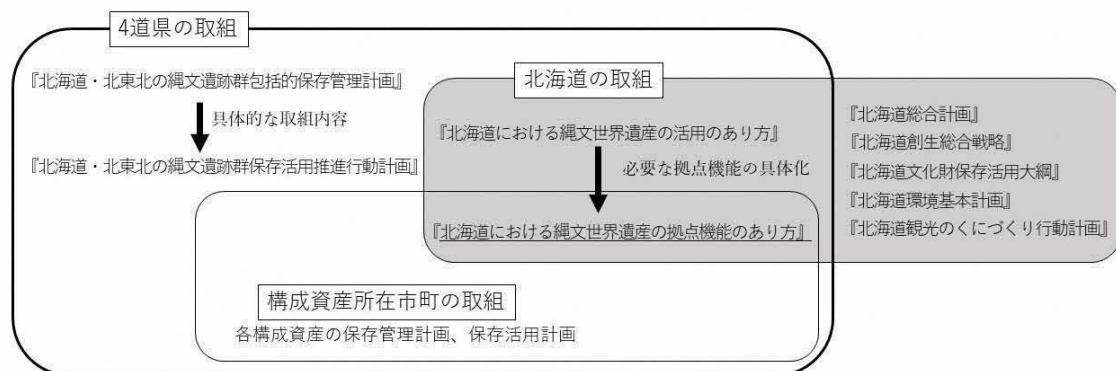
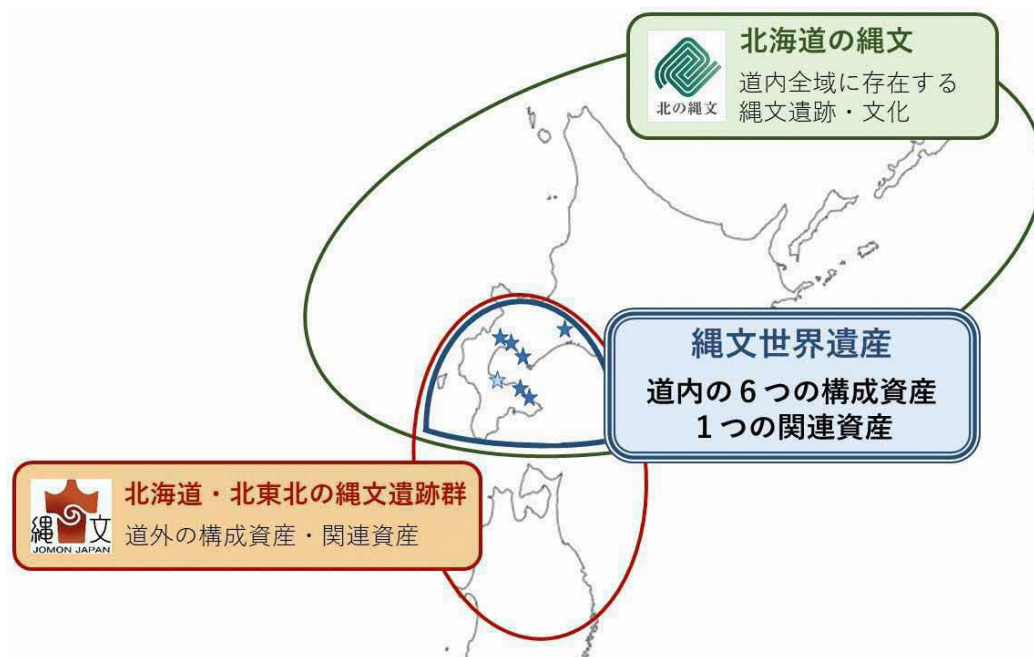


図1 「拠点機能のあり方」に関する各計画関連図

3 ことばの定義と拠点機能の範囲

「拠点機能のあり方」で用いる「縄文世界遺産」とは、ユネスコ世界文化遺産「北海道・北東北の縄文遺跡群」のうち、道内の6つの構成資産と1つの関連資産を指します。また、「縄文世界遺産」を含む道内全域に存在する縄文遺跡・文化を総称して「北海道の縄文」と呼びます（図2）。

拠点機能が役割を果たす範囲は、「縄文世界遺産」が中心となりますが、世界遺産登録による効果と縄文文化への注目の高まりを、将来的に道内全域へ波及させていく必要があることから、「北海道の縄文」全体を視野に入れたものとしています。



※出典：白地図（国土地理院）を加工して作成

図2 「拠点機能のあり方」における「縄文世界遺産」と「北海道の縄文」の関連性

第2章 世界遺産としての価値と道内の構成資産

1 縄文文化の概要

縄文文化は今から 15,000 年前～2,400 年前まで続いた日本列島の先史文化で、その大きな特徴は採集・漁労・狩猟を基盤とした定住生活です（図3）。現在では当たり前になっている定住生活ですが、人類史上はマンモスなどの獲物となる大型草食獣を追いかけながら移動生活をしていた時代が圧倒的に長いことから、頻繁な移動をせずにその場所の資源を開発し利用する定住は大きな転換点になりました。また、世界的には自然を開拓して「農耕・牧畜」を行い、食料を増産・備蓄できるようになってから定住が開始されるのに対し、縄文の定住はそこにある採集・漁労・狩猟など周辺の自然の恵みの組み合わせによって実現させ、発展・成熟させたところにそのユニークさがあります。

一カ所にまとまって長期間暮らすことによって、家族、集落、社会の絆が強まり、安定した生活を営めるようになりましたが、一方で、動物の骨や貝殻、壊れた道具などの廃棄物の問題など、現代社会と類似する課題も生まれました。

また、農耕・牧畜によって定住を実現したヨーロッパや中国大陸では都市国家が発展し、領土拡張や資源獲得に伴う戦争や自然破壊も起きるようになりましたが、縄文時代は大きな争いがなく、一万年以上も存続したといわれ、土偶づくりに見られるように、命の再生と循環を願う精緻な精神文化も醸成されていました。

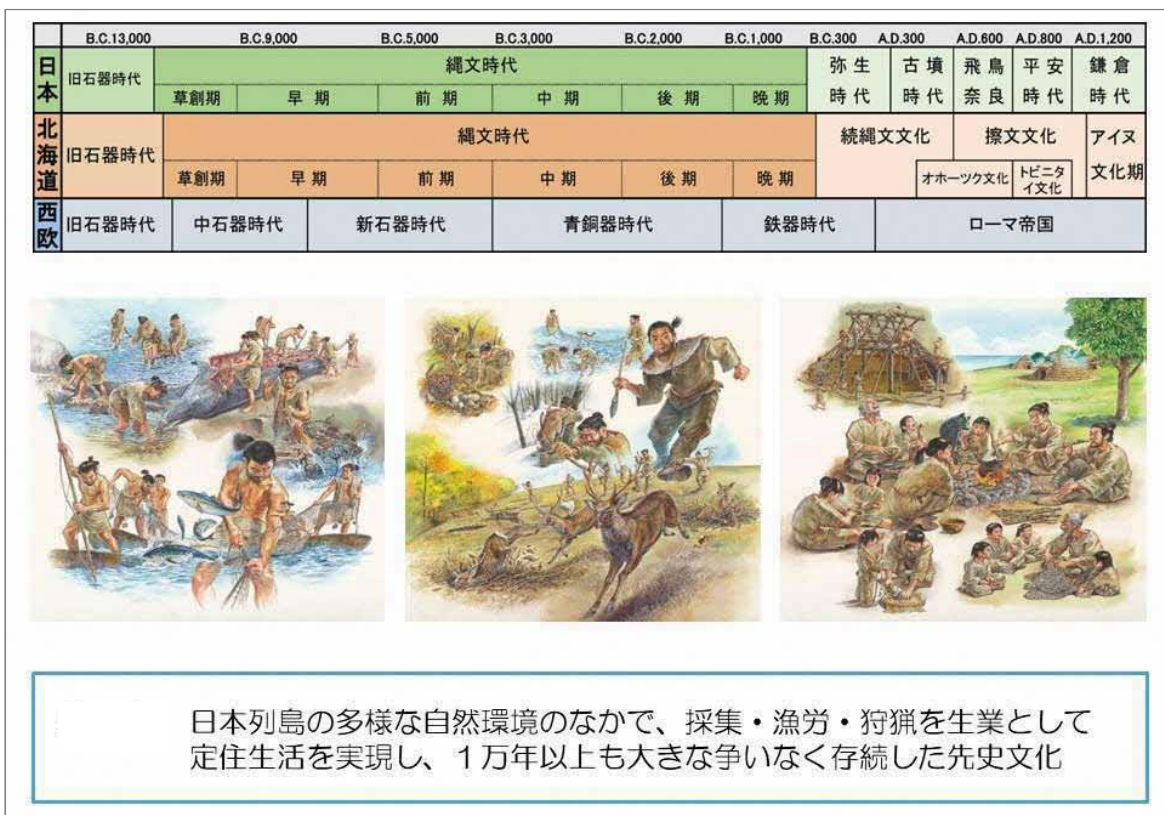


図3 縄文文化の位置づけ

2 構成資産の範囲

ユネスコ世界文化遺産に登録された縄文遺跡群の構成資産は 17 遺跡あり、それらの遺跡が分布する範囲は、北海道南部の石狩低地帯（札幌-苫小牧）から東北北部の奥中山分水嶺（岩手）までです。縄文時代を通じて、日本列島には6つ程度の地域文化圏があることが知られており、構成資産が分布する範囲は、縄文時代前期から中期において「円筒土器文化圏」と呼ばれる地域文化圏とほぼ一致します。「円筒土器文化圏」は、陸ではブナやミズナラ、クリ、クルミなどで構成される冷温帯落葉広葉樹林帯（北方ブナ帯）の範囲とも重なり（図4）、海では北上する暖流と、南下する寒流が交差する、北と南の生態系が森と海に展開した地域となっています。

そのため、海洋においては寒流魚のサケ・マスに加えて、暖流魚のマグロ・ブリも捕ることができ、森においてはドングリやクリも食料として利用できるなど、気候変動に対する耐性の強い自然環境だったと考えられています。これらの自然の恵みが、採集・漁労・狩猟を生活の基盤とした縄文時代においては優位な環境となったことでしょう。

世界遺産への推薦に当たっては、自然環境や気候変動をベースとして当時の人々の暮らしや精神文化の変遷をひとつのストーリーとするため、この冷温帯落葉広葉樹林帯（北方ブナ帯）の範囲に展開した地域文化圏の中から「顕著な普遍的価値」（Outstanding Universal Value（以下「OUV」という。）の説明に必要な遺跡を選定しました。

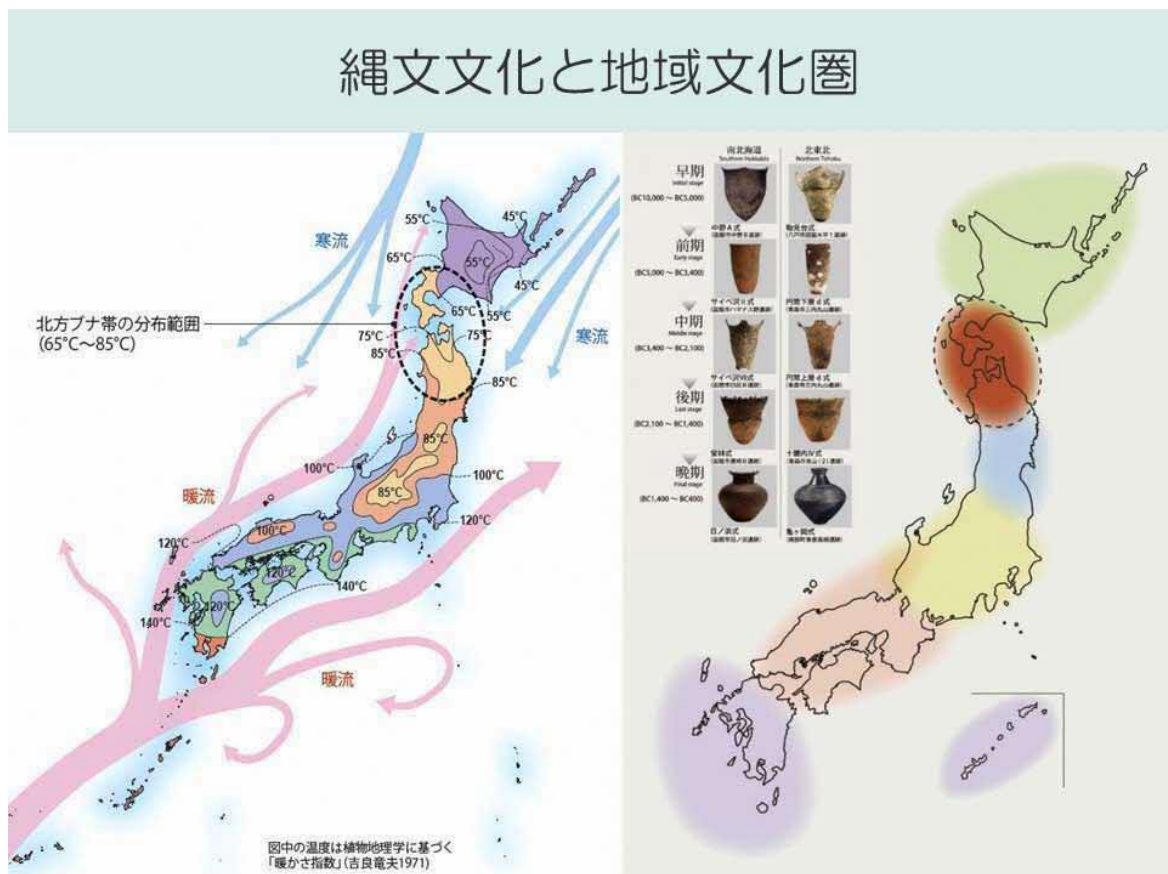


図4 日本列島の環境（左）と縄文時代の地域文化圏（右）

3 世界遺産としての価値

縄文遺跡群は、令和3年（2021年）7月27日に開催された第44回ユネスコ世界遺産委員会拡大大会合において、以下のOUVが認められ、世界遺産に登録されることが決定しました。

【縄文遺跡群の顕著な普遍的価値（OUV）】

北海道・北東北の縄文遺跡群は、北東アジアにおける世界的にも稀な長期間継続した採集・漁労・狩猟文化による定住の開始、発展、成熟の過程及び精神文化の発達をよく表しており、農耕文化以前における人類の生活のあり方と精緻で複雑な精神文化とを示す物証として、顕著で普遍的な価値を持ちます。

「移動生活」＝「狩猟・採集文化」、「定住生活」＝「農耕文化」というこれまでの世界の常識を覆すことになりました。

17遺跡がこのOUVをどのように証明しているのかを模式的に示したのが、図5です。

上段は「一万年を超える定住のあり方と祭祀空間の変遷」を示しています。定住のステージを「Ⅰ 定住の開始」、「Ⅱ 定住の発展」、「Ⅲ 定住の成熟」に設定し、さらに各ステージをそれぞれ前半と後半に区分しています。ステージⅠでは、移動生活から季節的定住を経て、竪穴建物や墓などで構成される集落が形成され、ステージⅡでは、次第に捨て場や祭祀場などの集落構成要素が増えて拠点集落が出現、ステージⅢでは、寒冷化を契機とする集落の縮小・分散と祭祀場の分離、さらには共同墓地の発達までの過程を説明しています。

下段は「土地利用の多様性（生業の多様性）」と気候変動を示しています。

ステージⅠ 定住の開始期

前半は「居住地の形成」。地球規模の温暖化が始まった時期で、持ち運びに不便な土器が作られるなど、移動生活から定住生活に移行する過程が読み取れます。

後半は「集落の成立」。外洋に面した海岸段丘に集落が作られ、長期間の定住生活が可能になり、竪穴建物群による居住域と墓域が区分されるようになりました。

ステージⅡ 定住の発展期

前半は「集落施設の多様化」。外洋、内湾、湖沼といった様々な立地に集落がつくられます。集落では居住域や墓域に加えて、捨て場や食料の貯蔵穴等の施設が充実します。

後半は「拠点集落の出現」。クリやウルシ等の森林資源の活用が進み、集落を構成する多様な施設が整った「拠点集落」が出現し、祭祀場が発達します。

ステージⅢ 定住の成熟期

前半は「共同の祭祀場と墓地の進出」。一時的な寒冷化とともに、集落は規模が縮小・分散する一方、共同の祭祀場として、大規模な環状列石が現れます。

後半は「祭祀場と共同墓地の分離」。冷涼な気候で地下水位が低下したため、低地の利用が進みます。共同祭祀場から共同墓地が分離し、祖先崇拜が進んだ状況が読み取れます。

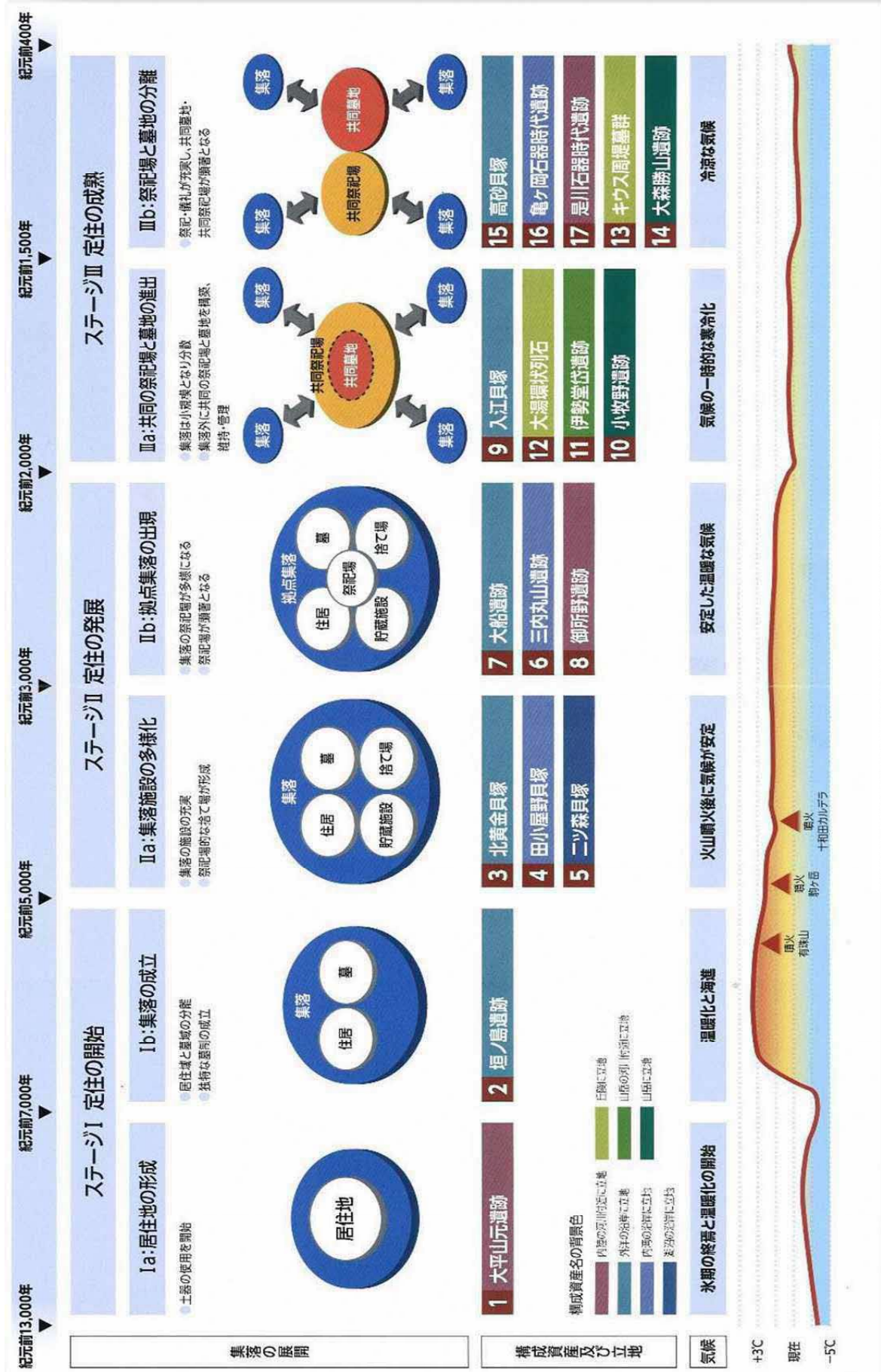


図5 定住のステージと各構成資産

4 道内の構成資産・関連資産

道内には縄文遺跡群の構成資産が6カ所と関連資産が1カ所あります。以下、年代順に概要を説明します（図6）。

（1）垣ノ島遺跡（函館市） 【紀元前 7,000年～1,000年頃】

定住の開始期後半の集落跡です。居住域と墓域が区分され、「日常の空間」と「非日常の空間」が明確となっています。特筆すべきは、墓から足形付土板が17点出土していることです。これは小判形の粘土板に子どもの足形を付けたもので、子を思う親の気持ちが伝わる遺物です。その後、約4,000年前になるとコの字形を呈する大規模な盛土遺構も造られました。

（2）北黄金貝塚（伊達市） 【紀元前 5,000年～3,500年頃】

定住の発展期前半の大規模な貝塚を伴う集落跡です。居住域と墓域のほかに貝塚や食料貯蔵穴などの施設が配置されています。貝塚にはハマグリやカキ、ホタテなどの貝類が厚く堆積しているほか、シカの頭骨を規則的に並べるなど、動物儀礼を行った痕跡も認められます。貝塚には人の墓もつくられており、祭祀的な行為があったと考えられています。

（3）大船遺跡（函館市） 【紀元前 3,500年～2,000年頃】

定住の発展期後半の集落跡です。盛土遺構などの祭祀場が加わり、集落の構成要素が整った拠点的な集落です。竪穴建物跡の規模は大きく、深さ2m、長軸10mを超えるものもあります。また、集落を支えたクジラやマグロなどの水産資源が確認されているほか、もともとは北海道になかったクリの炭化種子も出土していることから、クリは縄文時代に本州から持ち込まれたと推定されています。

（4）入江貝塚（洞爺湖町） 【紀元前 2,000年頃】

定住の成熟期前半の貝塚を伴う集落跡です。寒冷化により集落が縮小・分散する時期に相当し、土屋根の竪穴建物が出現しています。貝塚につくられた墓から手足の骨が極端に細い成人人骨が見つかり、幼い頃に筋萎縮症に罹り、集落のなかで介護を受けながら成人を過ぎるまで生きた証となっています。

（5）高砂貝塚（洞爺湖町） 【紀元前 1,000年頃】

定住の成熟期後半の貝塚と共同墓地です。冷涼化が進み低地の利用が可能となった時期です。入江貝塚の標高より一段下の段丘にある貝塚に多くの墓がつくられており、副葬品として土偶やミニチュア土器など祭祀に関する遺物が出土しています。

（6）キウス周堤墓群（千歳市） 【紀元前 1,200年頃】

定住の成熟期後半の大規模な共同墓地です。9基の周堤墓で構成されています。周堤墓とはドーナツ状の周堤の内側に複数の墓を配置するもので、最大のものは周堤の直径が83m、竪穴面から周堤の頂部までの高さが4.7mに達しており、当時の葬制や社会構造を窺うことができます。

（7）鷲ノ木遺跡（森町／関連資産） 【紀元前 2,000年頃】

定住の成熟期前半の祭祀場です。直径37mの道内最大級の環状列石であり、隣接して竪穴状墓域と呼ばれる共同墓地や配石遺構等も見ついています。環状列石は高速道路の工事が進むなかで発見されましたが、当初の計画が変更され、列石の原位置を保ったまま保存することができました。



図6 「北海道・北東北の縄文遺跡群」の遺跡位置



(1) 垣ノ島遺跡 (函館市)



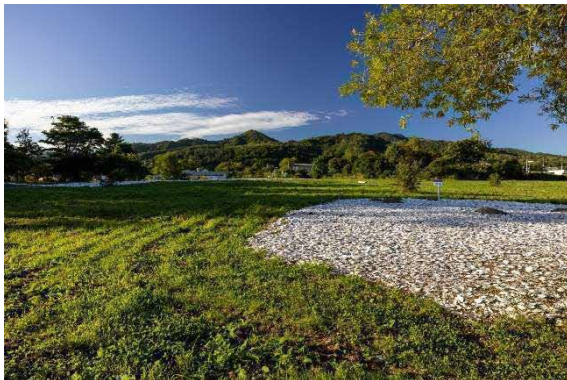
(2) 北黄金貝塚 (伊達市)



(3) 大船遺跡 (函館市)



(4) 入江貝塚 (洞爺湖町)



(5) 高砂貝塚 (洞爺湖町)



(6) キウス周堤墓群 (千歳市)



(7) 鷲ノ木遺跡 (森町／関連資産)

第3章 世界遺産条約と拠点機能

1 ユネスコの理念

文化遺産及び自然遺産を全人類のための世界の遺産として損傷、破壊等の脅威から保護し、保存するための国際的な協力及び援助の体制を確立することを目的とする『世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約』（以下「世界遺産条約」という。）は、ユネスコが起草し、1972年に採択された条約です。

ユネスコの理念は「教育や科学、文化の振興を通じて戦争の悲劇を二度と繰り返さない」ことであり、そのために「文化多様性の保護」と「異文化交流の促進」を主要施策として掲げています。世界遺産は、まさにその理念を実現するものであり、この条約のもとで縄文遺跡群が登録された意義は大きいと考えられます。

また、ユネスコは「持続可能な開発のための教育」（ESD）を推進しています。これは国際社会のなかに存在する差別、貧困、人権、過度の開発による環境破壊などの課題について、先ず自分たちの問題として捉え、今だけではなく未来にわたって、自分だけでなく全ての人が安全に暮らせる世界を目指す教育活動のことです。

今後、人類共通の「宝」である世界遺産について、国境を越えて保全・保護する世界遺産活動を推進するなかで、縄文文化を通して自然環境や文化多様性の大切さを伝えながら、ESDやSDGs（持続可能な開発目標）の実現に貢献することが縄文遺跡群の世界遺産登録の意義と言えるでしょう。

2 世界遺産条約締約国の責務と拠点機能

『Operational Guideline2021』（世界遺産条約履行のための作業指針）には、締約国と地域の役割について以下の記載があります。

I C_15：世界遺産条約の締約国は下記の責務を有する。

g) 資産の保護・保全及び説明のための人材育成を目的とした国立または地域のセンターの設立と発展を促進するとともに、それらの分野における科学的な研究を推進すること。

原文：foster the establishment or development of national or regional centers for training in the protection, conservation and presentation of the heritage and encourage scientific research in these fields;

※『Operational Guideline2021』より抜粋

世界遺産は、ユネスコ及び世界遺産条約の目的を実現するためのものであり、その拠点機能として、国立または地域センターが位置づけられています。『Operational Guideline2021』によると、資産の保全・保護と説明（普及）のための「人材育成」と、それらの分野（OUVを含む）に関する「科学的な研究」が柱になっていることが分かります（図7）。

人材育成と科学的な研究の対象となる「保全・保護」、「説明・普及」、「資産の価値」に対する具体的な活動が拠点に必要と考えられる機能であり、本「拠点機能のあり方」では、それらを取組の目的や対象など、活動の性格ごとに整理し、保全機能、教育機能、普及機能、情報発信機能、誘客機能、交流機能及び研究機能の7項目にまとめました（図8）。

拠点機能に必要な要素の構造

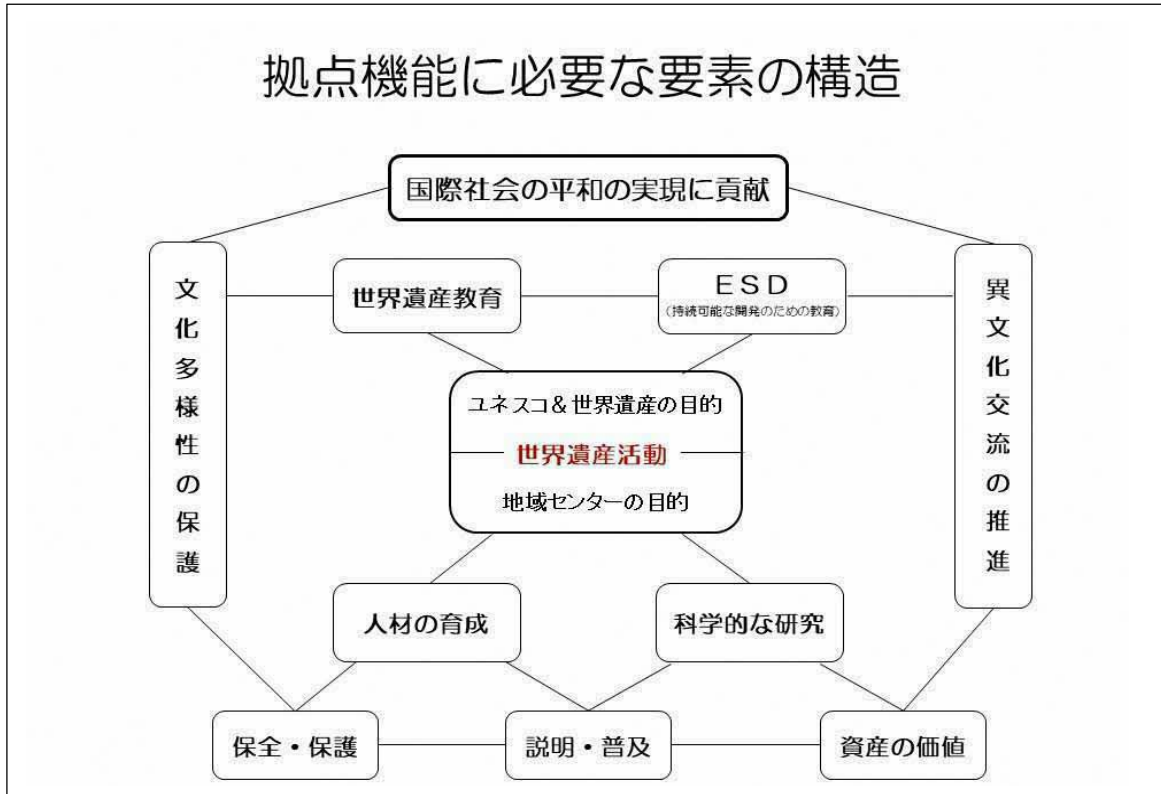


図7 拠点機能に必要な要素の構造

縄文世界遺産の拠点機能

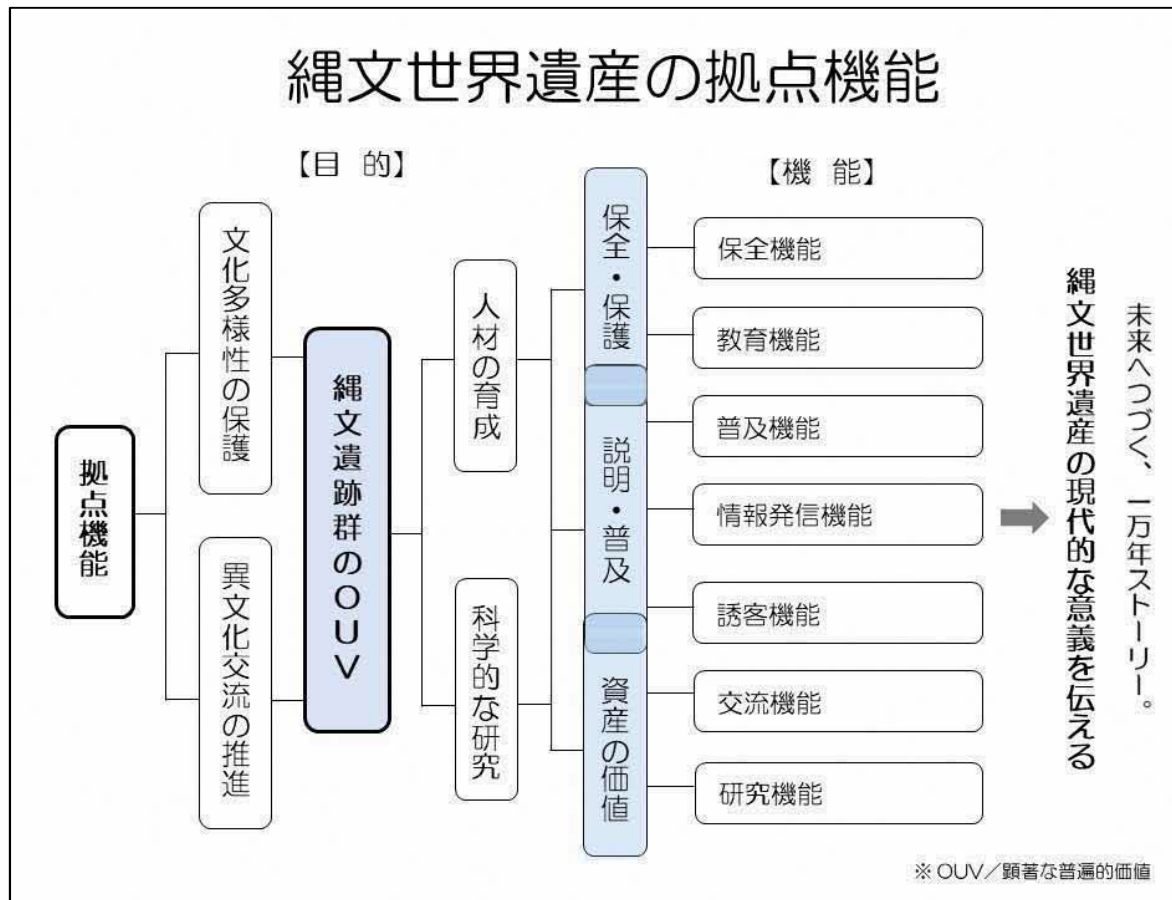


図8 縄文世界遺産の拠点機能

第4章 北海道に必要な拠点機能

前章において、ユネスコの理念及び『Operational Guideline2021』に基づき整理した、世界遺産活動の拠点として必要な「保全」、「教育」、「普及」、「情報発信」、「誘客」、「交流」及び「研究」の7つの機能について、北海道の既存施設の活動や構成資産・関連資産（以下「資産」という。）を所管する各市町の実情等を踏まえ、その内容と留意点を次のとおりまとめました。

1 保全機能

概要	各資産で行われる科学的知見に基づいた OUV 及び周辺環境の保全における順応的管理※1 を支援するための機能
内容	<p>各資産の保全は資産を所管する市町が担っているが、遺産影響評価（HIA）やモニタリングを効果的かつ統一的に機能させるためには、北海道が各市町の要請に応じて、支援（指導・助言）を行う必要がある。</p> <p>1 資産を所管する市町への支援と情報共有</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国内外の HIA に関する情報の収集と分析及び資産を所管する市町への情報提供 ・資産を所管する市町が行う HIA への支援 ・各資産における OUV 及び周辺環境の保全における順応的管理のためのモニタリング情報の蓄積と情報共有 <p>2 教育機関やボランティアによる保全活動への広域的な支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域住民等との協働事業やボランティア活動への支援 ・屋外展示及びビオトープ※2 等の実験空間を利用した環境教育とあわせた環境保全の取組
留意点	<ul style="list-style-type: none"> ・OUV 研究と連携した次のアクションへつながる保全機能の実装 ・保全を担う人材（特にリーダー）の育成が必要 ・環境保全についての専門的知識を有する人材の配置が必要

※1 関連する状況等が変化することを想定の上、事前に目標を設定し、継続的にモニタリング評価をしながら手法等の見直しを行う管理手法

※2 生物の生息空間のこと

【保全機能が必要な背景】

1 資産を所管する市町への支援と情報共有

① 地理的に離れた物件の価値を一体的に保護するという考え方、② 資産を保護するために必要な地域である緩衝地帯^{かんしゅう}も一体で保護するという考え方、③ 資産と緩衝地帯の保存状態を定期的かつ継続的に観察する遺産影響評価（HIA）やモニタリングという考え方、④ モニタリング結果に基づき順応的管理を行うという考え方は、これまでの文化財保護行政にはなく、資産全体で統一した新たな仕組みが必要となる。

現在、『世界遺産 北海道・北東北の縄文遺跡群 包括的保存管理計画』に基づき、HIA は資産を所管する市町が行い、北海道が指導・助言等を行っている。モニタリング結果は北海道が集約して縄文遺跡群世界遺産本部に提出している。今後も HIA やモニタリングを効果的かつ統一的に機能させるためには、北海道が各市町に対する適切な指導・助言等を行う必要がある。

2 教育機関やボランティアによる保全活動への広域的な支援

資産の保全は、地域住民等のボランティア団体の活動によるところが大きい。しかし、各団体とも高齢化と地域の活力低下により、担い手となり得る人材の不足が課題となっており、広くボランティアを育成する必要に迫られているため、その支援が必要な状況にある。

また、保全の対象には資産となる遺跡・遺構だけでなく、資産や緩衝地帯^{かんしゅう}の景観も含まれている。特に、植生は景観に大きな影響を与え、また縄文時代における遺跡の環境と縄文時代の人々の環境への適応を知るうえで重要であるが、現状では植生復元や保護を学ぶフィールドがなく、そのための専門的な知識をもった指導者も不足している。

（機能を実現するための手法の一例）

- 1 HIA に関するユネスコの各種ガイドライン等の把握のほか、OUV に基づく遺跡や景観のあり方を資産ごとに整理するとともに、他の世界遺産における HIA に係る情報収集やその分析を行い、資産を所管する市町からの相談に対応する。
- 2 各市町の教育委員会と連携したボランティア団体への支援や協働でのイベント等を通して保全活動の機運醸成を促進する。植生の復元や保護については、実験空間として屋外にビオトープを設け、ボランティアだけでなく、地域の指導者育成を目的とした自然環境の保全についての実習等を実施する。

2 教育機能

概要	ユネスコの理念及び OUV についての理解を深め、世界遺産を次世代へ継承する人材を育成するための機能
内容	<p>北海道の状況に合わせた教材や教育プログラムの開発、関係機関との調整を一元的に担う人材を育成するための新たな機能が必要である。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 教育プログラムの開発と実施 <ul style="list-style-type: none"> ・発達段階に対応した世界遺産教育及び持続可能な開発のための教育（ESD）に関する教材やプログラムの開発と運用 ・資産の価値を伝える展示・体験学習の方法論の構築と普及 2 関係機関との連携による教育効果の強化 <ul style="list-style-type: none"> ・学校教育との連携 ・道立教育研究所等と連携した教員研修の実施 ・博物館等の社会教育施設と連携した市民向け講座の実施 3 地域社会への貢献に向けた教育 <ul style="list-style-type: none"> ・地域の中での教育を継続的に推進することで、世界遺産を「地域遺産」としても位置づけ、地域に対する愛着と誇りの醸成により、まちづくりや地域の問題に積極的に取り組む人材の育成を図る。 ・縄文文化に関する各種講座やフォーラムの開催
留意点	<ul style="list-style-type: none"> ・各地域における活動プログラムについては、拠点が作成する全体計画に基づき実行することが重要 ・資産が広域に分散していることから、各地域とも連動した教育機能の役割分担の検討が必要 ・ユネスコの世界遺産教育では「アイデンティティ」、「観光」、「環境」、「平和」がキーワードとしてあげられており、縄文世界遺産を学ぶ際にも視野に入れることが重要 ・実習室や講堂などといった各種講座やフォーラム開催のために必要なスペースは普及機能等と連携して確保

【教育機能が必要な背景】

1 教育プログラムの開発と実施

世界遺産の目的は、「教育や科学、文化の振興を通じて戦争の悲劇を二度と繰り返さない」というユネスコの理念を実現することにある。その取組として、ユネスコは「持続可能な開発のための教育（ESD）」と「世界遺産教育」を推進している。

ESDにおける「開発」とは「人間開発」を意味する。「持続可能な開発」とは、「誰もが内に秘めている可能性を十分に発揮できるように、安心して安全に暮らすことができる社会を創り出していく」ことを意味しており、単に「社会が持続する」という意味ではない。

ESDについては、環境教育、平和教育、人権教育、国際理解教育等を柱にしており、既に多くの実践がなされているが、本来は同じ目的である世界遺産教育と関連させて行うことが効果的であり、その体系化が必要である。世界遺産教育には、世界遺産について学ぶことと世界遺産を通して学ぶことという二つの視点があり、前者は世界遺産の意義や仕組み、あるいは世界遺産の資産そのものについて学ぶこと、後者は世界遺産学習を通して、より良い社会への取組について学び、行動する人材を育成することである。

なお、ユネスコ世界遺産センターでは12歳～18歳を対象としたプログラムを作成しているが、今日の北海道の教育にそのまま活用することは難しい。

2 関係機関との連携による教育効果の強化

教育プログラムの実践には、その目的を理解した指導者が必須であるが、日本では、世界遺産教育に関わる講義を行う大学はごく限られており、指導者の育成が課題となっている。

また、こうした教育プログラムは、様々な対象に応じて行うことで社会全体への広がりが可能となることから、道の教育機関や社会教育施設等との連携が必要である。

3 地域社会への貢献に向けた教育

世界遺産登録の効果として、自分たちの住む地域に世界遺産となる文化遺産があることを知るにより郷土を思う心が醸成され、それが「まちづくりの原動力」となることが挙げられる。また、資産の保護には、元ユネスコ事務局長の松浦晃一郎氏が発言しているように、「世界遺産の真の保護者である地域社会の尊厳と日常的な取組が必要」である。

しかし、世界遺産教育が十分ではないため、世界遺産を自らのものとして考え、行動する地域住民が増えるよう、取組を進めていく必要がある。

（機能を実現するための手法の一例）

- 1 ESDと世界遺産教育の関係を体系化し、北海道の文化や風土を踏まえ、子どもから大人までの様々な対象に応じた教育プログラムを開発する。
- 2 道立教育研究所等で研修講座を位置づけた上での指導者育成及び学校教育、博物館等の社会教育施設との連携や教育旅行での活用を図る。
- 3 資産のOUV及び現代的な意義について、統一した方針のもと、各地域での教育・普及活動、及びキャパシティ・ビルディング等、地域の人材育成を推進する。

3 普及機能

概要	ユネスコの理念及び OUV における各構成資産の意義と役割を普及することで、縄文世界遺産についての深い理解を促すための機能
内容	<p>世界遺産の役割や OUV についての正しい知識を広げるとともに、世界遺産を次世代に継承するための取組等を推進する必要がある。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 ユネスコの理念と世界遺産の役割についての理解を深める展示 <ul style="list-style-type: none"> ・ユネスコと世界遺産条約の役割（世界遺産条約成立の背景と目的） ・世界遺産を活用した教育・交流等の実例 2 縄文文化に関する展示 <ul style="list-style-type: none"> ・気候変動と人類の歴史（北海道の旧石器からアイヌ文化期） ・縄文時代の環境と歴史 3 「北海道・北東北の縄文遺跡群」に関する展示 <ul style="list-style-type: none"> ・北海道・北東北の古環境の変化 ・北海道・北東北の定住のあり方と精神文化（OUV の説明） ・世界の先史文化との比較 ・「北海道・北東北の縄文遺跡群」及び各構成資産の役割 ・縄文世界遺産の現代的な意義 4 フィールド学習に関する展示 <ul style="list-style-type: none"> ・研究成果に基づく屋外実験空間の構築 ・縄文を体感できる場の創出 5 OUV についての正しい理解を促すためのインタープリテーション※ <ul style="list-style-type: none"> ・縄文遺跡群の OUV や道内の資産に係るガイディング内容の統一化と質の維持
留意点	<ul style="list-style-type: none"> ・構成資産及び関連資産を周遊し、縄文遺跡群の OUV についての理解を深めるための工夫が必要 ・ヘリテージツーリズム（HT）やアドベンチャートラベル（AT）の導入につながる工夫が必要 ・屋外展示（体験フィールド）の創出とその維持・管理にも重点を置く ・価値を伝えるためのハンズ・オンの手法を取り入れた展示も必要 ・レクチャールームやシアターなどといったシンポジウム開催や映像展示のために必要なスペースは教育機能等と連携して確保 ・ミュージアムグッズや喫茶コーナー等、収益が得られる工夫が必要

※ 単なる情報の提供でなく直接体験や教材を通し、事物や事象の背後にある意味や関係を明らかにすることを目的とした教育活動

【普及機能が必要な背景】

1 ユネスコの理念と世界遺産の役割についての理解を深める展示

世界遺産条約は、エジプトのアスワン・ハイ・ダム の建造に伴い水没の危機にあったアブシンベル神殿を紛争国間の垣根を越えて国際協力により救出したことを契機として成立したものであり、「教育や科学、文化の振興を通じて戦争の悲劇を二度と繰り返さない」というユネスコの理念を体現することを目的としている。その条約の精神のもとで登録された縄文遺跡群の意義を普及する必要がある。

2 縄文文化に関する展示

地球規模の気候変動による環境変化への対応として、旧石器文化（移動生活）から縄文文化（定住生活）に転換したことや、世界の先史文化が農耕・牧畜で定住を実現したのに対し、日本は生物多様性に富んだ環境のもとで採集・漁労・狩猟で定住する等の違いを理解することが縄文遺跡群のOUVを理解する前提となる。

3 「北海道・北東北の縄文遺跡群」に関する展示

縄文文化は日本列島全体に広がっている。そのため、なぜ構成資産の範囲が北海道南部と北東北地方に限られるのかという疑問が多く、縄文遺跡群のOUVに対する理解の妨げとなっており、縄文時代の地域文化圏の存在やその背景となる自然環境等について説明する必要がある。さらに、北東アジアにおける農耕以前の人類の生活や精緻な精神文化の変遷と各資産の役割を明確にし、17遺跡全体でOUVを物語る工夫が重要であり、北海道の拠点においては他の資産に行ってみたいと思えるような展示が求められる。

4 フィールド学習に関する展示

生物多様性に富んだ環境のもとで定住生活を実現し、発展、成熟させてきたことを実証するのが道内の資産であり、そのことを体感できるように、地域の環境に則した森林等実験的なフィールドを設置し、植物の観察や利用、あるいは竪穴建物の復元等、体験学習に対応できる展示環境を整える必要がある。

5 OUVについての正しい理解を促すためのインタープリテーション

シリアル・プロパティーズ（関連性のある資産群）では、個々の資産の価値だけではなく、縄文遺跡群のOUVについてガイドをする必要がある。個々の資産だけでは全体の価値の伝達やインタープリテーション自体の質を維持するのが困難である。

（機能を実現するための手法の一例）

- 1 パネルを基本とする展示
- 2 映像展示、パネル展示、実物展示、ハンズ・オン展示
- 3 映像展示、パネル展示、実物展示、ジオラマ展示
- 4 森林や海洋等の実験的フィールドは関係団体との連携が必要
- 5 縄文遺跡群のOUVや各資産に係るガイディング内容の統一と質を維持するためのモデルの構築、及び研修等の開催

4 情報発信機能

概要	「北海道・北東北の縄文遺跡群」のOUVと魅力を一元的に発信するとともに、北海道の縄文の魅力を広く伝えるための機能
内容	<p>一元的な情報発信による OUV の正しい理解をはじめ、「北海道の縄文」についての理解を促すとともに、活動団体相互の共通認識やブランドイメージの向上を目指す。また、様々な対象に応じた効果的な情報発信を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 統一したブランディング戦略のための情報収集と発信 <ul style="list-style-type: none"> ・道の拠点として統一したイメージを発信するとともに、縄文をテーマに活動する個人、民間団体等の主体（アクター）の活動状況に関する情報を収集し発信することで、活動団体相互の共通認識が高まり、それぞれが同じ取組を重複することなく、个性的かつ効果的に活動することができる ・定期的な意見交換の場や民間支援、及び各種助成金等に関する情報提供等の役割を担う 2 OUV の正しい理解、「北海道の縄文」についての理解を促すための情報発信 <ul style="list-style-type: none"> ・OUV を国内外に正しく伝えるためのホームページや各種メディア等あらゆる媒体を通じた情報発信 ・OUV 及び各資産それぞれの価値について正しく伝えるための統一的なガイドングに関する支援 3 誘客促進のための国内外へ向けた情報発信 <ul style="list-style-type: none"> ・来訪者の把握等、誘客促進のための基礎的な情報の収集 ・一般的な観光を目的とする層や知的好奇心の旺盛な層等、対象や目的に応じた情報の提供 ・縄文以外の文化資源や観光資源も含め、地域へ人を呼び込み、滞在時間を延ばすための各種イベントやプロジェクトに関する情報発信
留意点	<ul style="list-style-type: none"> ・1～3を実施するための体制が必要 ・多様なメディアを利用した情報発信 ・観光客が観光地を選択する目線を重視した情報発信

【情報発信機能が必要な背景】

1 統一したブランディング戦略のための情報収集と発信

縄文世界遺産を活用したまちづくりや観光振興のためには、その資産の価値を分かりやすく伝えるように工夫して広めるというブランディングの手法が基本になり、それをもとにマーケティング戦略が計画・実行されることになる。その時に重要なのは、リーダーシップのあり方である。一つの地域（エリア）の場合はトップが決まっており、指示命令系統も整理されているが、縄文遺跡群の場合には、各構成資産が複数の市町に点在しており、民間団体等の主体（アクター）も多種多様に存在する。こうした広い地域や複数の資産に対しては、情報の整理を行いながら効果的にアクターが活躍できるようなプレイス・ブランディングの手法が必要となる。

2 OUV の正しい理解、「北海道の縄文」についての理解を促すための情報発信

日本列島全体の縄文文化が世界遺産に登録されたのではなく、冷温帯落葉広葉樹林帯（北方ブナ帯）という一定の環境下における長期に及び人類の生活と精神文化の変遷が縄文遺跡群のOUVであり、そのストーリーを実証する役割が各資産にあることを発信する必要がある。そのことを、各資産における統一したガイディングに反映させる。また、縄文世界遺産だけでなく、北海道の縄文の魅力と価値を発信することで、ブランディング効果を高める。

3 誘客促進のための国内外に向けた情報発信

来訪者の把握等、効果的な誘客促進のために必要となる基礎的な情報が不足しており、漠然と一般的な観光を目的とする層、知的好奇心の旺盛な層が存在することは予想されているものの、実態は不明である。効果的に縄文遺跡群のOUVや北海道の縄文の魅力伝え、来訪者を増やしながらか観光振興やまちづくりに活かしていくためには、基礎的な情報の把握と対象に応じた情報発信が課題となっている。

（機能を実現するための手法の一例）

- 1 北海道の縄文における共通のキャッチフレーズは「未来へつづく、一万年ストーリー」。イメージ・ロゴは、「北の縄文ロゴ」。アクター相互の意思疎通を図りながら共通のブランディングイメージとして統一的に推進し、アクター相互にメリットがある形を創る。また、関係者のネットワークである「北の縄文・官民連携プラットフォーム」の活用を図る。
- 2 OUV を正確に伝える場は拠点の展示機能であるが、そこに誘導するまでのホームページやSNS等により情報を発信するとともに、アート、音楽、食、体験等の関連する分野とのコラボレーションにより、北海道の縄文に対する価値を身近に感じ、関心を醸成するイベントを開催する。
- 3 ホームページや各種メディア等による情報発信はもとより、各種縄文関連イベントやブランディング戦略のもとで各アクターが行う様々なプロジェクトを通じ、縄文の価値と魅力を発信する。

5 誘客機能

概要	持続可能な観光による地域の賑わいの創出と縄文遺跡群の価値の広範な普及により、より適切で持続的な資産の保護を図るための機能
内容	<p>持続可能な観光により、観光の振興と地域の活性化による経済効果が縄文遺跡群の振興に再投資できる好循環を創出する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 マーケティング戦略の立案及びそのための情報収集 <ul style="list-style-type: none"> ・「持続可能な観光」という目標に対応したプログラム開発と実施のための仕組みづくり ・収集・蓄積すべきデータ項目の設定 ・現状把握のための様々なデータの集約と関係機関とのデータ共有 2 統一的なブランディングやプロモーションの実施 <ul style="list-style-type: none"> ・多くの媒体を活用して縄文の魅力を発信し、全体的なブランド展開を図る ・地域の観光関連業者との連携 ・各種の旅行商談会への参加及び商談会の誘致 ・教育旅行において世界遺産訪問を促すための取組 3 ブランディングやプロモーションのためのツール開発 <ul style="list-style-type: none"> ・BtoB、BtoC^{※1}等用途・目的に合わせたツール制作 ・PR 動画、画像、パンフレット、書籍等のPR 素材の開発 ・旅行会社のパンフレットやオンライン・トラベル・エージェント (OTA)^{※2}のWEB サイト用に、著作権フリーや著作権使用許諾にて二次利用できる画像、動画等の集約
留意点	<ul style="list-style-type: none"> ・マーケティング、ブランディングを推進する体制を一元化 ・マーケティング、プロモーション、ブランディングについては長期的な取組とそれを担う体制が必要

※1 BtoB（ビートゥービー）、BtoC（ビートゥーシー）
BtoB は企業間取引、BtoC は個人向け販売を意味する。
B はビジネス、C はコンシューマ(消費者)の略称

※2 オンライン・トラベル・エージェント (OTA)
実店舗をもたず、インターネットを通じた業務のみを行う旅行会社。また、そのウェブサイト。オンライン旅行会社。

【誘客機能が必要な背景】

1 マーケティング戦略の立案及びそのための情報収集

世界遺産を活用した観光では、『観光立国推進基本法』、『文化観光振興法』はもとより、ユネスコが国連世界観光機関（UNWTO）と連携して進めている「持続可能な観光」の精神を基本とした観光を進めることが極めて重要である。

持続可能な観光とは、

- 1) 自然遺産や生物多様性の保全を図りつつ、環境資源を最適な形で活用する。
- 2) 訪問を受け入れる地域社会を尊重し、伝統的な価値観を守り、異文化理解や異文化に対する寛容性に資する。
- 3) 訪問客を受け入れる地域社会が安定した雇用、収入獲得の機会を享受できるようにする等、公平な形で社会経済的な利益を分配し、観光による利益の還元により資産の保全を図る。

2 統一的なブランディングやプロモーションの実施

ブランディングやプロモーションの対象となる資産が広域に広がっており、かつ、それらを活用する個人や団体が多様であり、縄文をテーマに活動する個人、民間団体等の主体（アクター）が独自の目的を持って活動しているため、キャラクターやキャッチフレーズ等のイメージ戦略も統一されていない状態にある。

ブランディングのベースとなるコンセプトやトーンとマナーを拠点が提供し、全体として効果的な戦略のもとで誘客を図る必要がある。

3 ブランディングやプロモーションのためのツール開発

現在、資産の文化的な価値を伝える素材は多数あるが、観光に特化した素材（商材）は多くない。旅行形態は、団体旅行、教育旅行、ヘリテージツーリズム（HT）、アドベンチャー旅行（AT）等様々であるため、その形態に合わせたプランと素材（商材）を整備していく必要がある。また、そうした素材（商材）制作においても、そのもととなる観光PR等に適した画像、動画、文書等のストックがないため、拠点において一元的に管理する必要がある。

（機能を実現するための手法の一例）

- 1 HTやAT等、新たな観光形態に合わせたプログラムを開発するとともに、資産を所管する市町に提供するなど、実行可能な体制を支援する。
- 2 統一したブランディング戦略のもと、テレビや新聞といったマスメディア、SNS、書籍等を通してその魅力を発信するとともに、観光業者に対する商談会等での誘致を実施する。
- 3 ブランディング担当を配置し、長期的な戦略と実行によるイメージの浸透を図る。

6 交流機能

概要	世界遺産を通じた文化交流により、文化の多様性を学び、ユネスコの理念である「平和の文化」を築くための機能
内容	<p>世界遺産を通じた交流により、自分たちが住む地域が世界とつながっていることを自覚するとともに、文化の多様性を認め合う。</p> <p>1 海外との文化交流の企画・実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・類似の世界遺産との長期にわたる交流計画とその実行により、縄文遺跡群の価値を海外に発信するとともに、資産の保全を担う地域と海外の交流を図る ・海外の日本人学校等との連携により、他国の世界遺産について学び、文化の多様性について理解を深める <p>2 国内の文化交流の企画・実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・縄文遺跡群について学んだことを自ら発信するとともに、国内の他の世界遺産で実施されている世界遺産学習に触れることで、ユネスコの理念や世界遺産の価値について理解を深める
留意点	<ul style="list-style-type: none"> ・交流事業の推進により交流人口、関係人口の増大を図る ・インターネットを活用することで、より手軽に遠隔地との文化交流を実施する機会を増やす工夫が必要 ・持続可能な交流事業のためにも原資を得る仕組みが必要

【交流機能が必要な背景】

1 海外との文化交流の企画・実施

『世界遺産条約』という国際条約のもとで登録されたことにより、地域住民が資産を有する地域と世界が繋がったことを実感し、そのことを誇りに思うことによって、世界遺産を自らの宝として守るという意識を醸成することが重要である。また、さらなるインバウンドを誘導するためにも海外との交流は有効である。

2 国内の文化交流の企画・実施

世界遺産の活用の目的はユネスコの理念を伝えることであるが、その活動の手法や計画については、先駆的に活動している他資産の事例を参考にすることが最も有効である。また、地域の活動団体は小学生から高齢者、ボランティアガイド等、様々な人々により構成されていることに留意する必要がある。

(機能を実現するための手法の一例)

- 1 「生物多様性に富んだ自然環境のもとで営まれた定住生活」という北海道の構成資産の特性に合致する他の世界遺産と提携し交流する。
- 2 世界遺産を有する国内の先進地と友好関係を結び、それぞれに適した交流プログラムを作成する。また、地域の活動団体を構成する小学生から高齢者、ボランティアガイド等、様々な人々が定期的に交流できる場を設定する。

7 研究機能

概要	<p>科学的研究を通じて OUV 及び各資産の価値を深め、その価値を次世代へ確実に継承するための機能</p>
内容	<p>単独の資産では困難な OUV を深める研究や資産の保全に関する研究を推進し、その研究成果を展示機能や教育機能と連携して、現代社会の環境保全や教育に活かす。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 OUV 及び各資産の価値を深めるための研究 <ul style="list-style-type: none"> ・気候変動等に伴う環境変化に関する研究 ・環境変化に伴う人類の適応戦略についての研究 ・精神文化の変遷に関する研究 ・国内他地域の縄文文化や海外の先史文化との比較研究 ・各資産の発掘調査報告書等既存データの収集、翻訳、公開 2 各資産の保全方法に関する研究 <ul style="list-style-type: none"> ・地域住民等と協働で資産の保全を推進するための方法論に関する研究（遺跡学の観点、教育機能と連携した調査・研究） ・資産及び周辺環境の適切な保全のための保存科学的な調査・研究 3 OUV 及び各資産の価値の普及方法に関する研究 <ul style="list-style-type: none"> ・ガイディングをはじめ、資産の価値やその意義を伝えるためのインタープリテーションに関する研究 ・縄文世界遺産の価値を現代社会へ還元するための調査・研究
留意点	<ul style="list-style-type: none"> ・研究テーマに関連したシンポジウム等の開催、研究成果に基づく環境復元と展示（例：縄文植物園）等の公開、普及が必要 ・国際的な研究シンポジウムの企画等の研究成果の発信には、専門職（環境保全に取り組める学芸員等）の人材確保や研究基盤の構築が必要不可欠であり、体制の確立が必要 ・科学研究費助成金の確保等のため、各研究機関との連携体制が必要（北海道博物館、北海道立埋蔵文化財センター、北海道大学等）

【研究機能が必要な背景】

1 OUV 及び各資産の価値を深めるための研究

構成資産は、国の史跡に指定されており、保存を目的として発掘調査は最小限に留められていることから、調査データは限定的で、世界遺産として普及・活用等のアウトプットの増大に対して学術的な根拠のある対応をする上で、調査データ不足が課題となることが予測される。そのため、調査研究による更なる情報の蓄積や新たな調査技術、分析手法を用いて、随時、過去の情報を更新する必要がある。

2 各資産の保全方法に関する研究

資産の保全は、地域の人々が資産を誇りに思い、保全活動に参加することなしには為しえない。このことを実現することによって資産と地域の永続的な関係が維持されるが、方法論についてはいまだ体系的に整理されておらず、各資産の保全に向けた課題となっている。また、現在の遺跡の整備は、都市公園的、綺麗すぎるという傾向があり、資産を地域の中で、どのように位置づけて景観形成をするかという検討が必要になっている。

3 OUV 及び各資産の価値の普及方法に関する研究

これまでは、地域毎の学校教育を前提として遺跡のガイドや普及活動が行われてきたが、世界遺産登録後は、国内外から多様な来訪者が訪れることになる。特に縄文遺跡群は埋蔵文化財という地下にあって見えないものの価値を伝える必要があることから、より高度なガイディングやインタープリテーションのあり方が求められる。

(機能を実現するための手法の一例)

- 1 世界的に主流となっている ^{14}C 年代測定に基づいた年代研究や花粉分析等による古環境復元、安定同位体分析による古食性復元等の学際的な研究を推進することで、1 万年に及ぶ縄文時代の環境変化と人類の適応戦略を科学的に解明し、さらに海外の先史文化との比較研究により OUV を深化させる。
- 2 地域の特性や社会構造、キャパシティ・ビルディングの手法、縄文世界遺産に適した保全の方法等について、地域の実情に即した方法論を研究・確立する。
- 3 OUV や周辺環境の保全に関する情報の収集と資産の保存科学的な研究を推進する。
- 4 アドベンチャートラベル (AT) 等、今後の文化観光に必要なインタープリテーションのあり方を研究し、地域へフィードバックする。

第5章 機能実現のための組織や運営の手法

世界遺産活動の拠点として必要な「保全」、「教育」、「普及」、「情報発信」、「誘客」、「交流」及び「研究」の7つの機能の実現に当たっては、北海道、青森県、岩手県及び秋田県の4道県と14市町で構成される縄文遺跡群世界遺産本部で検討が進められている4道県全体のまとめ役となる拠点や資産を所管する市町や民間事業者等との連携・協力のもと、国の支援制度や民間の資金・ノウハウを最大限に活用しながら、計画的・効率的に取組を進めていくことが必要です。

以下、機能実現のための組織と運営の手法について、それらの項目ごとに課題を整理し、期待される効果や経済性の観点から検討を行います。

1 組織体制について

単独の拠点を設け、一局集中により全ての機能を実現しようとする場合には、一元的に集約された7つの機能が、ひとつの体制による管理のもと、効率的に発揮されるものと考えられますが、拠点の維持運営に必要な経費や人員が膨大となり、それに伴い事業規模なども大きくなることが懸念されます。

一方、遊休施設の活用や道内関係市町が設置・運営しているガイダンス施設との連携などにより機能を分散する場合には、単独の拠点を設ける場合と比較して、初期費用が抑制されるとともに、維持運営に係る経費と人員の軽減が期待されます。

なお、分散した場合の連携体制が、適切かつ円滑に確保されない場合には、必要な機能が十分に発揮されないおそれがあることから、総合調整の強化を図ることが重要となります。

2 運営体制について

行政がすべての機能を直営方式により行う場合には、自ら行う事業との緊密な連携による、効率的な機能の運用が可能になるものと考えられますが、一方で、拠点設置に係る費用や、施設の維持運営に係る人員などが過大になるものと予想されるほか、民間事業者等からの創意工夫を凝らした提案の活用が図られづらくなることが懸念されます。

一方、行政と民間が連携して、互いの強みを生かすことにより、地域の価値や住民満足度の最大化を図る民間連携（PPP）の手法を活用する場合には、マネジメントを適切に行う能力を備えた民間事業者等と連携・協力することにより、民間資金や経営能力及び技術的能力を有効に活用できることから、最適な公共サービスの提供が実現可能になるものと考えられます。

3 効果的な手法

拠点機能の運用に当たっては、縄文文化を通じた世界遺産活動の拠点としてふさわしいものとなるよう、既存の施設や人材のほか、資金確保のための手法を有効に活用するなど、資源をうまく管理・利用した縄文の精神文化を受け継ぎ、「再生と循環」の理念のもと、効率的な拠点の運用を図り、サステナブルな運営体制の構築を目指していきます。

例えば、行政の直営方式等による中核的な拠点を設置した場合、当該拠点において担う機能は、拠点全体の運営に係る総合調整機能と保全機能、普及機能、交流機能のみとし、他の機能については、他機関との連携等により分散して確保するなど、7つの機能ごとに最適な運営手法を検討することで、簡素かつ効率的で持続可能な運営体制を構築することが考えら

れます（図9）。

なお、運営手法については、民間との連携（PPP）を基本とし、誘客や収益効果を高め、賑わいの創出を図るため、民間活力の積極的な活用に向けた検討を進めていきます。

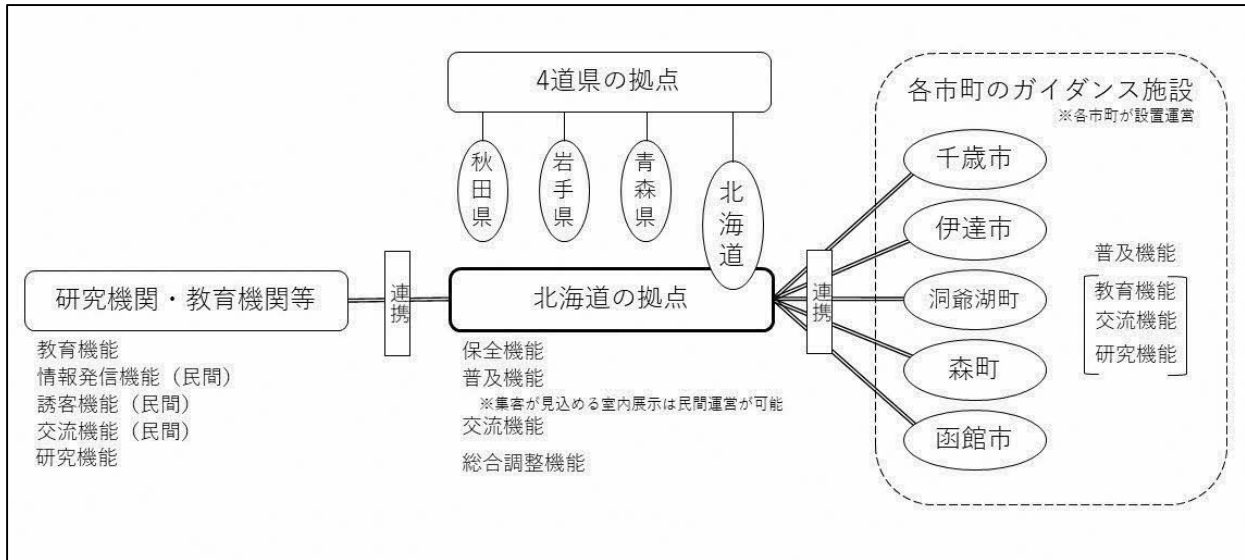


図9 拠点とその他機関との連携イメージ（一例）

第6章 まとめ

1 北海道における拠点機能のあり方

北海道における縄文世界遺産の適切な保存と活用を図るため、本道において必要な拠点機能の検討を行いました。

世界遺産や考古学の専門家などで構成される懇談会での議論を踏まえ、ユネスコの理念のもと、世界遺産活動を推進するとともに、縄文遺跡群の価値と魅力を活用した地域の賑わいの創出に必要な7つの機能を取りまとめました。

これら7つの機能を確保するためには、4道県全体のまとめ役となる拠点と、道内関係市町が設置・運営しているガイダンス施設との適切な役割分担と連携のもとで、構成資産の所在地が広域に分散しているという本道の特性を踏まえた拠点機能を実現していくことが重要となります。

また、7つの機能を分散して確保する場合には、各機能を実現するための取組を効果的・効率的に行うための総合調整機能を備えることが必要となります。(図 10)

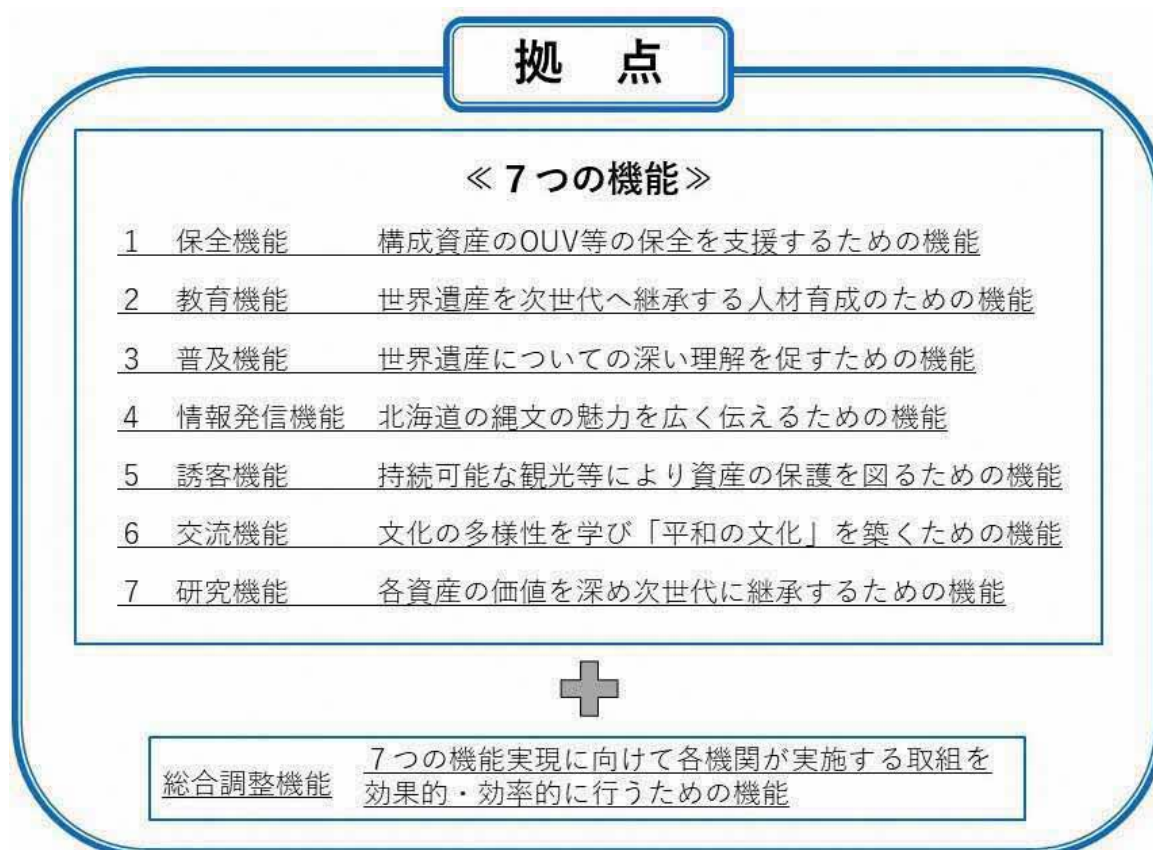


図 10 拠点機能（イメージ）

2 今後の進め方

令和5年度以降は、第5章で示した組織や運営の手法等を整理した上で、最適な事業手法の検討をさらに深めていく必要があり、そのための体制を構築し、具体的な検討を進めるとともに、北東北3県や関係市町をはじめ、民間事業者や地域の活動団体など関係者との協議

を行いながら、効果的・効率的な拠点機能のあり方の実現に向け、連携して取組を進めていきます。また、7つの機能それぞれについて、中核となる拠点で集約して行う取組や各市町のガイダンス施設等において行う取組など、役割を適切に分担しながら最適な枠組みを構築します。

なお、拠点機能の実現に向けた、具体的な検討を進めていくためには、中核となる拠点を置く場所の絞り込みが必要であり、その選定作業を行う際には、各構成資産等を訪れる来訪者にとって、最も重要なツールとなる「交通インフラの視点」に加え、ユネスコ本部や国との連絡調整などを担う縄文遺跡群世界遺産事務局（青森県）との位置関係など「地域的特性からの視点」、遊休施設の活用や各市町のガイダンス施設との連携など「既存施設等との連携の視点」、保全や教育、普及などの機能を確保する上で必要となる海や川、森といった自然環境など「機能実現に必要なフィールド確保の視点」のほか、多くの来訪者入込が見込まれる地域であるかどうかの判断材料の一つと考えられる「観光集客状況の視点」などを踏まえ、総合的な検討を行います。

3 目指すべき将来像 ～未来へつづく、一万年ストーリー。

世界遺産となった「縄文遺跡群」は、人類全体の「宝」であり、現世代の道民には、先代から受け継いだこの宝を守り、将来世代へ適切に引き継いでいく責任があります。

採集・漁労・狩猟を基盤にして、温暖化や寒冷化などの気候変動に適応しながら、1万年以上の長期間にわたる定住生活を存続させた縄文文化は、持続可能な社会の構築に向けてESD や SDGs などの取組を進めている国際社会に多くの示唆を与える貴重な価値を有しています。

今回取りまとめた「拠点機能のあり方」に基づき、官民の多様な主体の連携により、民間活力なども積極的に活用しながら、本道における世界遺産活動の担い手となる拠点の形成に向けた取組を進めていきます。

また、拠点と各市町のガイダンス施設などとの連携により、縄文世界遺産を適切に保存し、その価値を継承する人材を育成するとともに、その魅力を多くの人々に発信することで、遺跡を起点とし、観光振興、地域経済の活性化との好循環など、地域における賑わいの創出を目指します。



このロゴマークは、北海道の縄文文化の魅力や価値を広く発信するためのキャッチフレーズ「未来へつづく、一万年ストーリー。」を表現しました。

“North”（北）の頭文字である“N”と北海道のシルエットをかたどっており、マークの緑色は、縄文時代の人々が、豊かな自然の中で暮らしたことや、活発に交流していた証となるヒスイをイメージしています。

